平成２４年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市字国場670番地２
債務者　安里　武明
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４２４号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目９番地２　ニューイーストミネⅠ207
債務者　中森　　礼
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５７号
東京都八王子市緑町309番地コーポみどり201号
債務者　安藤久美代
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５４号
岡山市北区駅前町２－６－２　駅前町ビル１階、住民票上の住所岡山市北区中央町８番３号　セントラルハイツ601
債務者　津村　一成
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３５号
横浜市西区南浅間町６番地19　プレールメゾン豊島302号
債務者　三品　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３６号
横浜市港北区篠原台町38番18号　篠原台ビューハイツ102
債務者　井上　法正
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３８号
神奈川県大和市柳橋３丁目12番地９　プランドール102号
債務者　圓藤　周治
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３９号
神奈川県大和市柳橋３丁目12番地９　プランドール102号
債務者　圓藤富美子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５６号
横浜市西区戸部町４丁目147番地　アポロ戸部ビル307号
債務者　皆川　智恵
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６９号
横浜市港北区綱島東１丁目16番３号　第３グリーンコーポ203
債務者　塙　　勉
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７０号
横浜市港北区綱島東１丁目16番３号　第３グリーンコーポ203
債務者　塙　　紅
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２１号
横浜市磯子区栗木２丁目１番５号
債務者　近藤　　司
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３４号
横浜市金沢区西柴１丁目20番13号
債務者　長島　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８８号
横浜市瀬谷区北新27番地５　プルミエールＡ101
債務者　藤代　智靖
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１０８号
横浜市港南区日野５丁目20番９号　リバーサイド日野301
債務者　森　　時江
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１１２号
横浜市南区弘明寺町字前田121番地　岡村方
債務者　佐藤　和惠
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部